○香川県警察における警察官の服制に関する訓令

昭和 49 年４月１日
警察本部訓令第 14 号

改正　昭和 57 年 10 月１日本部訓令第 15 号、昭和 62 年８月１日本部訓令第 15 号、平成２年５月 31 日本部訓令第 10 号、平成２年 10 月 31 日本部訓令第 17 号、平成６年４月１日本部訓令第５号、平成６年 10 月 31 日本部訓令第 17 号、平成 11 年４月１日本部訓令第２号、平成 18 年３月 23 日本部訓令第６号、平成 25 年３月５日本部訓令第３号、平成 27 年３月 24 日本部訓令第７号、平成 27 年７月 21 日本部訓令第 23 号、令和２年３月 11 日本部訓令第３号、令和５年２月 10 日本部訓令第３号、令和６年２月 19 日本部訓令第２号、令和６年７月 31 日本部訓令第 16 号、令和７年３月 25 日本部訓令第５号、令和７年 10 月 20 日本部訓令第 21 号

香川県警察における警察官の服制及び服装に関する訓令の全部を改正する訓令を次のように定める。

香川県警察における警察官の服制に関する訓令

香川県警察における警察官の服制及び服装に関する訓令（昭和32年県本部訓令第10号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第１条　この訓令は、警察官の服制に関する規則（昭和 31 年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、香川県警察における警察官の服制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（手袋）

第２条　手袋は、次の場合に着用するものとする。

（１）　儀式、祭典、申告、その他儀礼的な場合

（２）　警衛及び交通整理に従事する場合

（３）　その他所属長が特に指示する場合

第３条　削除

（雨衣、帽子雨おおい）

第４条　雨衣の色は、紺色又は白色とし、型式は第１種又は第２種のものを用いることとする。

２　雨衣、帽子雨おおいは、雨雪その他勤務上必要がある場合に着用することができる。

第５条　削除

（着用期間の変更）

第６条　制服等の着用期間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。ただし、気候等の状況により期間を変更する必要があると認められる場合には別に指示する。

冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、冬ワイシ	11月１日から翌年４月30日まで

ャツ、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ	
夏服、夏帽子及び夏活動帽子	５月１日から10月31日まで

（活動服等の着用）

第７条　警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

（１）　宿日直勤務に従事するとき。

（２）　留置業務に従事するとき。

（３）　地域警察勤務に従事するとき。

（４）　警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。

（５）　捜索に従事するとき。

（６）　鑑識のための作業に従事するとき。

（７）　交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。

（８）　道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。

（９）　治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。

(10)　災害警備実施に従事するとき。

(11)　前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

２　警察官は、前項各号のいずれかに該当する場合において、活動服を着用して勤務するときは、ネクタイ又は活動ネクタイを着用しないことができる。ただし、所属長が特に指示したときは、この限りではない。

３　警察官は、冬服又は合服を着用する場合において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき（交番、駐在所等での公衆の面前において勤務するときを除く。以下同じ。）には、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

（特殊被服）

第８条　香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例（昭和 29 年香川県条例第 28 号）第４条の規定により、香川県警察本部長が警察官に貸与する特殊被服は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）　検視業務に専従する警察官　別表第１

（２）　鑑識活動に専従する警察官　別表第２

（３）　交通警察官（交通機動隊員、高速道路交通警察隊員及び自動二輪車である交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官（以下「白バイ専務員」という。）（以下「交通機動隊員等」と総称する。）を除く。）　別表第３

（４）　交通捜査に専従する警察官　別表第４

（５）　交通機動隊員等　別表第４の２

（６）　航空隊員　別表第５
（７）　音楽隊員　別表第６
（８）　災害警備その他災害対策に従事する警察官　別表第７
２　前項に定めるもののほか、交通警察官以外の警察官が交通事故の処理、交通整理及び交通取締りに専従する場合は、所属長の指示により別表第３に定める交通警察官の服装の全部又は一部を用いることができる。
３　警察官の礼服については、別に定めるところによる。
（交通機動隊員等の服装）
第８条の２　交通機動隊員等は、交通乗車服、乗車用ヘルメット、マフラー（白バイ専務員に限る。以下この項において同じ。）、ワイシャツ、ネクタイ、乗車靴、帯革、階級章及び識別章を着用又は装着しなければならない。ただし、所属長が職務上必要がないと認めたときは、乗車用ヘルメット、マフラー、ワイシャツ又はネクタイを着用しないことができる。
２　交通機動隊員等は、前項ただし書の規定により乗車用ヘルメットを着用しない場合は、制帽又は活動帽を着用するものする。ただし、所属長が職務上支障があると認めたときは、この限りではない。
３　交通機動隊員等の交通乗車服、ワイシャツ及びネクタイの着用期間は、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成２年警察庁告示第１号）第２条第１項に規定する期間とする。ただし、気候等の状況により期間を変更する必要があると認められる場合には別に指示する。
（私服の着用）
第９条　規則第８条の規定により勤務中に私服を着用することができる警察官は、次に掲げる警察官とする。
（１）　香川県警察本部の警務部、生活安全部、刑事部又は警備部の所属（警務部留置管理課、生活安全部地域課及び通信指令課並びに警備部機動隊を除く。）に勤務する警察官
（２）　警察署の生活安全課、生活安全・刑事課、刑事課、刑事第一課、刑事第二課又は警備課に勤務する警察官
（３）　前２号に掲げる警察官のほか、勤務の性質又は傷病等やむを得ない事情により所属長が私服の着用を認めた警察官
（その他）
第 10 条　この訓令の実施について必要な事項は、別に定める。
附　則
この訓令は、昭和 49 年４月１日から施行する。
附　則（昭和 57 年 10 月１日本部訓令第 15 号）

この訓令は、昭和57年10月１日から施行する。

附　則（昭和62年８月１日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和62年８月１日から施行する。

附　則（平成２年５月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成２年６月１日から施行する。

附　則（平成２年10月31日本部訓令第17号）

この訓令は、平成２年11月１日から施行する。

附　則（平成６年４月１日本部訓令第５号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年10月31日本部訓令第17号）

この訓令は、平成６年11月１日から施行する。

附　則（平成11年４月１日本部訓令第２号）

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月23日本部訓令第６号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

（香川県警察における警察官の服制に関する訓令の一部改正）

２　香川県警察における警察官の服制に関する訓令（昭和49年香川県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成25年３月５日本部訓令第３号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月24日本部訓令第７号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年７月21日本部訓令第23号）

この訓令は、平成27年７月21日から施行する。

附　則（令和２年３月11日本部訓令第３号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月10日本部訓令第３号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年２月19日本部訓令第２号）

この訓令は、令和６年３月１日から施行する。

附　則（令和６年７月31日本部訓令第16号）

この訓令は、令和６年９月１日から施行する。

附　則（令和７年３月25日本部訓令第５号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年 10 月 20 日本部訓令第 21 号）

この訓令は、令和７年 11 月１日から施行する。

（別表及び別図　省略）